

【関連史料】

○左の文献から引用しています。引用文の末尾に引用した文献と頁を示してあります。

・『新編信濃史料叢書 第十九卷』

〈以下、『信叢』と略す〉

・鈴木重武・三井篤弘編述『信府統記』（国書刊行会・一九九六年）
〈以下、『信府』と略す〉

・倉科明正編『信濃国筑摩郡 安曇郡松本領内貞享騒動関係

史料集録』（二〇〇三年）〈以下、『集録』と略す〉

○本史料は原文を読み下し、現代仮名遣いに直しています。

【史料1】訴訟に至るまでの経緯

「郷中訴詔之事控」

〔附箋〕

「御領主水野隼人正忠直公御代」

貞享三丙寅年十月

郷中訴詔の事

一、御領分一統納め^{いっとうおき}、近年追々御吟味甚だ強く相成^なり候^{そうろう}ゆえ、惣在中にて難渋のゆえ、専ら噂申し唱え居り候。然るところ、当貞享三丙寅年九月末より初納始まり候ところ、当年は別して納^{おさめ}め^{もみ}拵え方六ヶ敷く相成り候^{こしら}を、「よくよく日に干し、砂の如くに相成り候を、半切り桶または箱などへ入れ、新草鞋はき候て踏み摺^ふりみがき、または白へ入れかぢなどいたし、それをよくあおりはかり候え」と納御手代衆の御差し図にて候。殊にまた「当年よりは老俵に五斗八、九升入れ候よう、挽き米として三斗四、五升これあるように」申され候。誠に百姓中難渋いたし候。この趣に成り行き候えば、次第々々に難渋相募^{あいつ}り、迷惑千万とこれあり、一統に歎き悲しみ候由、然るところ、長尾組中萱村にて納め方衆へ百姓中申し候は、「かくの如くに成され候えば、百姓は喰う物^{もの}ござなく、甚だ困窮餓命に及ぶなり。その上まだこの靱を悪しきなどと申され候えば、私どもは当年は納め靱いたすまじく候。早々他村へ御移り成されべく候」

などと、大勢口々に申し候由、それより納方と彼^{これ}是^{これ}は争論いたし合い候。庄屋、組頭など取り鎮め候えども、御上にて余り御取り方強きゆえか、人氣の起こり候時節か、百姓中聞き入れず候。中にも、嘉助と申す者、罷り出で、難渋の理^{ことわり}合い申し候え^{すけ}ば、納方兩人にて杖にて打ち申され候。これを見て嘉助弟・嘉兵衛（彦之丞改め）、納方に飛びかかり、むしり合い叩き合い、喧嘩に相成り候。納方衆刀を抜かんとすれども、百姓大勢取り付き、ぬかせず候。すでに手込めにいたすべくようにも見え候によつて村役人は中へ入り、ようやく双方をなだめ、先と庄屋宅へ引き取り申され候。それより納方は「ひとまず帰宿して、この趣をお届け申すべし」とて立ち帰られ候。これはこの村中に限らず、これまでほか村々にも納め候に、甚だこれ六ヶ敷く候ゆえ、これまでの様子申上げ候つもりにて引き取り申され候由。

〔『信叢』三頁より〕

【史料2】騒動の経緯

「郷中訴詔之事控」

さてまた何れの村より出だしけん、在々へ触れ状廻り候由、文言には、「近年納め靱甚だ強く、難渋到来候ところ、当年は殊のほか六ヶ敷く候。この成り行きにては百姓年増に難渋に相成り、喰う物乏しく困窮餓命に及ぶなり。このゆえ、松本表へ惣百姓中にて訴訟に出で申すべく候。もしお取り上げなくんば、すぐさま江戸表へ押して行き願いたく候えば、面々握り飯数多拵え、蓑薦に包み、十月十四日早朝に松本へ男役に出づべく候。もし出でざる家は、火を付け申すべし」とそのほか彼^{（紙）}是の文言これある由、この文言を丸き^{（紙）}残の真中へ丸く書き、何れが始終と知れざるように認め候由、これを車廻状とか申し候。この車廻状、両郡中へ数通出だし候由、時節なるや、悪事千里を走ると云う如く、忽ち惣百姓中一味徒党いたし候。

御上にては納方衆帰宿の後、纔かの日間にて彼是と御評定の最中なるに、十月十四日明け七つ時前より、惣百姓中薦こもを着て蓑笠みのかさを持ち、銘々得物えものを杖に突きて四方の口々より入り込み候（ただし、十二、三日より少々出で始め候とも云う）。六九口より大手張り番所前大橋の上、上ヶ土あげつち、縄手通り、東町木戸際大橋の上まで、膝の上に膝を重ねて尺寸すんの明き地もなく、雲霞うんかの如く充滿せり。或いは堀、川へ押し落とさるる者もあり。西口は新橋の北まで続き、南口は出川大橋まで続き、山家口やまべは惣社の宮まで続き、北は荻谷原峠まで続くと言ふ。町方の内を押し合い押し合い通り候ゆえ、見世店みせだなを押し倒すもあり、これにより十五日朝より家々店を仕舞い、戸を閉じて居り候。十四日よりは御家中始め、安原まで、皆支配または役所へ詰め切りなり。この騒動によつて南西御門惣木戸を閉じて開け申さず候。ただ武家方ばかり通用あり。十四日未明、棟梁の者、大勢へ向かい、「御門木戸番所へ手指てさしいたすまじく」と堅く制し候由、御門木戸内には甚だ嚴重に御備えこれあり候。もし手を懸け破らば、忽ち命を失う者多かるべきに、その儀さらになし。

さて夜明けて後、棟梁の者張り番所へ訴訟状差し上げ候由（中略）。また訴訟人の内にて申し候は、「近年納め艸甚だ強く、当年また格別強く難渋いたし候。この元は御艸挽き屋の者ども艸の挽ききれなしと申し上げ候より事起こり候えば、御摺り米いたし候者憎し」とて、御挽き屋一丁目米屋五郎右衛門、同断米田屋万右衛門この両家へ押し込み、諸道具を打ち碎き、家も土蔵も打ち潰し候。その紛れに町々所々へ入り、呉服、太物、諸品を盗み取り候者もこれあり候。日ごろ憤りこれある者は、その紛れに狼藉ろうぜきいたし候者もありと云う。後刻、郡御役所へ棟梁の者御呼び入れなされ、御横目衆も御立ち会いにて組手代をもつて仰せ渡し書き出だされ候。さりながら頭分の者、承引しょういんいた

さず候。十五日、伊セ町助右衛門、久左衛門、同庄屋・平兵衛、中町太兵衛宅を狼藉いたし候。

『信叢』三（四頁より）

【史料3】加助たちの訴え

『信府統記』

御訴訟口上の覚え

一、先年こぼれ艸のぎふみみがき候儀は、御座なく候。拾年いぜん已前に公方様より御情け柝下し置かれ、有り難く存じ奉り候刻、艸ふみ（か）脱ぐみき御取り遊ばされ候につき、御領内百姓ども御訴訟申し上げ候（上）えば、御赦免下され候ところに、当年不作にて、御年貢半分もこれなく候。百姓難儀仕り候ところ、艸ふみみがき御取りなされ候儀、何ともめいわく仕り御事。（候）脱ぐ

一、先年は艸壺俵につき、米式斗五升挽きに御收納遊ばされ候ところに、三斗挽きに御取りなされ候儀、一国の内にも高遠領、諏訪領はただ今に至るまで式斗五升挽きに御取り遊ばされ候。御領分もこの並に御取り成し下され候わば、有り難く存じ奉り候御事。

一、式拾分一大豆、艸代御取り遊ばされ候上は、艸御直段ねだんに半分の大豆金御取り下されべく候御事。

一、近年、江戸・甲府御払い米、大分に遣わされ候。去々年より米壺俵につき、さし米壺升ずつ、ほかに御取り成され候。その上、金沢・浦野まで駄賃百姓手前より壺駄につき五百七十七文（拾）ずつ出だし申し候。上馬これなく候百姓はこんきう仕り候。御領分切りに付け払い仰せ付けられべく候御事。

一、御小人こびとの余内金よないきん、あとあと御条目御舍免下され候ところに、人改め村々にて、御吟味つよく遊ばされ、御切り米少分にて御奉公罷り成らず候につき、百姓手前より半分弁わきまえ出だし申し候ところに、何ともめいわく仕り候御事。

右の通り、御情けに御赦免下され候わば、有り難く存じ奉り候。以上。

十月十三日

御領分惣百姓ども

御奉行様

『信府』七五〇（七五一頁より）

【史料4】〈参考〉江戸廻米に関する掟

小島博家文書

掟

一、江戸へ遣わし候扶持方米の内へ、指米さしまいと名付け候て、欠米かんまい入れ候由、聞き届け候。近頃不僉儀ぶせんぎの至り、言語道断の事候。代官の下代その村々において定納の粃、定めを通り米に仕らせ候て、斤量をもって定めのの升目にあい候ほどばかりの納めさせ申すべく候。

兵糧の事、領地の境目より外へ五里の津出しは、公儀の御掟候条、百姓に付け出させ申すべく候。五里の外は定めのの駄賃遣わすべきの事。

寛文七年九月日

右の通り 仰せ出だせられ候条、在々残らず百姓等に申さるべく候。以上。

吉田甚五兵衛

渡辺九郎左衛門

高島治部右衛門

大岡久七殿

『集録』二六七頁より）

【史料5】城下の混乱

『信府統記』

同十四日、郡奉行小島五郎兵衛門前に百姓三百人も来たり集まる。同日夜町奉行より町中へ百姓どもに妄みだりに宿借やどかすまじきよし申し渡す。

同十五日、忠直公は江戸にましまししゆえ、松本の諸役人評議して「昨夜中より数百人の百姓城の堀端または河原に寝伏せしむる事、宜しからじ。訴人のことなれば町中に一宿苦しかるまじ。遠慮に及ぶべからず」と郡奉行・町奉行へ申し渡せり。

同日組手代をもって明十六日百姓ども、郡奉行日根

野儀兵衛方へ罷まかり越すべき旨申し渡す。

同十六日に町奉行より今度当町へ出でたる百姓の員数を書き記し、家老中へ指し出す。その趣きは、

一、六百五人 六九口より入る

一、四百十人 伊勢町口より入る

一、七百人 山家口より入る

同十六日郡奉行日根野儀兵衛宅へ小島五郎兵衛を始め代官ならびに組手代相集まり、百姓どもを相待つといれども、一人も来らず。上土辺りに集まり居るゆえに、その組々の手代を指し遣わし、百姓ども各々その組を分け委細に云い聞かせ、儀兵衛宅へ参るべき旨申し渡さしむ。然るところへ、目付岡島権平・清水仁左衛門参り、事の様子を聞き合わせる節、右の組手代ども帰り来り申す趣きは、「百姓ども来り参り候様にと様々申し聞かせ候えども、『仰せ渡さるる趣きこれあり候わば、この所にて承り申すべき』よし申し候て、一人も参る者これなく候えども、色々に申し含め少々合点がてんいたせる者もこれあり候て、参るべき体ていを跡より見て声をかけ『だまされ参り候な』と呼ばわり候ゆえ、立ち出で候者もまた立ち帰り候。大勢の事に候えば、口々様々にて承引仕らざる一段申し述ぶるによつて、岡島権平は右の趣き家老中へ申し聞かすべきため、本城へ馳せ参る。また清水仁左衛門は、右の趣き、かつて知らざる体にもてなし、上土に行き向かい百姓どもに申し聞け候は、「郡奉行宅にて申し渡さるる趣きあり。何とて遅参に及び候や。早々罷り越し候様に」と呼ばわりて通り過ぐ。然れども一人も参らず。剩あまつさえ組手代をも色々に悪口し、この上お取り上げこれなくば、江戸へ申し出づべき由、相聞こえ、これによつて権平、仁左衛門、口上書きを持たせ百姓どもに読み聞かせ候様にと何れも相談の上にて書き付ける。その趣きは、

覚え

今度何れも願いの趣き、委細御家老中まで申し上げ候ところにお聞き届けなされ候間、明十七日大庄屋宅まで役人衆をもって書き付けにて委細仰せ

渡さるべく候間、早々帰られべく候。以上。

十月十六日

右の段、兩人申し渡すといえども、一円帰るべき体にもこれなきよし、役人中へ申し達するによつて、諸役人相談の上、納手代ども閉門申し付け然るべきに相極まり、代官中申し候は、「仰せ渡さるる趣きは畏まり奉り候。しかし、収納の義につき、右の通り仰せ付けらるる趣きに候わば、収納は私どもより申し付け候上は、私どもを閉門仰せ付けられ候様に」と申すによつて、何れもに閉門仰せ付けられ然るべき理あらば、重ねて仰せ付けらるべきよし家老中より申し渡す。

同日、諸役人評議の上、「百姓ども罷り帰らざる事、宜しかかるまじ」とて、来たる十八日に申し渡すべき書き付けを今晚郡奉行宅にて組手代どもに相渡す。

『信府』七五一〜七五二頁より）

【史料6】松本藩第一次回答

「郷中訴詔之事控」

申し渡し of 覚え

一、納^{おさめ}の義は、当領は御先代より^{おさめ}五斗三升入りにて米三斗挽きこれある様に納^{きた}め来り候。然るところ、当年は三斗四、五升もこれあり候につき、曾^{かつ}てもつて年寄^{としより}どもも存ぜず候。なおもつて殿様に御存知これなき儀にて候。然る上は、納^{おさめ}手代の者、私をもつて非常の強納いたさせ候段、不届き至極に候。これにより役義を召し放し、ほかに新たに納手代申し付け候間、以来は^{そうつあいた}五斗三升入りに納め、御先代の通り三斗挽きこれある様所々にて当たり挽き申し付け、過不足これなき様、申し付けべく候。もつとも踏み摺^すりみがき無用たるべき事。

一、式拾分一大豆納の儀は、これまた御先代より馳^う来り処、先年半分金子にて納めたき願ひにつき、その通り仰せ付けられ候。自今以後も願ひの通り、^{ねだん}組直段に仰せ付けられ候事。

一、江戸ならびに甲州へ指し送り候米、老俵にほかに^{かんまい}壱升ずつ欠米入れ候由、これまた納手代ども不届きに候。以後、かん米少しも入れ申すまじき様に申し付けべく候事。

一、金沢ならびに浦野までの附け送りの儀、迷惑仕^{つかまつ}り候由、然りといえども、領地境より五里の附け出しは、御公儀御定めにより付け送り申すべく候。甲州へ差し遣わし候米の儀は、近年余分遣わし候間、自今以後、塩尻宿限りに附け払い申付けべく候事。

一、小人余内米、先年御法度に仰せ付けられ候。則ち、小人へ給金御加増下し置かれ候につき、よい金出^いだし申さず候由、年々庄屋ども証文いたし置きながら、内証にて今もつて余内金出だし候由、不^ふ埒^{らち}の取り計らいにて候。向後、小人余内金取り集め仕らず候様、堅く申付けべく候事。

寅の十月十六日

郡奉行

小島五郎兵衛

日根野儀兵衛

（『信叢』五頁より）

【史料7】

『信府統記』

（十六日）

同日、百姓ども伊勢町挽屋九左衛門、同町助右衛門、同町庄屋平兵衛、中町太兵衛、本町五郎右衛門宅に來たり、或いは大勢にて押し入り、人を打擲^{うちうちやく}し、材木を抛^なげ入れ、窓戸を打ち破り、または衣類・雜物を奪い、破り損じ、狼藉をふるまえり。これより前郷中においても与^{くみ}せざる輩^{やから}の家々に火を放つべき由、悪口せしこともありしとなり。

同日、所々の番人を増し加え仮に番所を立つ。その所々は、

南門 上番二人、足輕六人、当番物頭一人 升形

内番所 小人二人 張り番所 足輕五人（中略）

同十七日、組手代ども昨夜請け取りし証文を百姓どもに一見せしめ組々の百姓見当たり候分、残らず召

連れ帰るゆえ、訴訟人も残り少なくなり、百四五十人ばかりも朝の間は上土に徘徊せしが、城下辺りを遠ざかり、馬喰町の橋のつめに集まり居れり。これは家老中の判形証文を願うによってなり。

同日、右五ヶ条の書き付けを百姓どもへ出だせしゆえ、組々の庄屋・組頭・長百姓より組手代まで連印の証文をもつて違背あるまじきよしを領掌す。

その趣きは、

差し上げ申す一札の事

一、今度申上げ候御訴訟五ヶ条、百姓ども願いの通り仰せ付けられ、有り難く存じ奉り候。則ち御奉行様より御出しなさせられ候御書き付け具さに拝見奉り候。この上は、御公義様へ不足申し上げべき事ござなく候。後日のため、連判一札件の如し。

庄内組村々

庄屋銘々判

貞享三年寅十月十七日

与頭銘々判

惣百姓銘々判

百瀬三七殿

〈中略〉

同十八日、百姓どもなお博労町辺りに集まり居るによつて、同日申の刻、松本齋右衛門、三井孫太夫をもつて百姓どもへ申し渡す。その趣きは、

覚え

今度、百姓ども一味願ひ申し上げ候につき、昨十七日郡奉行中より書き付けをもつて申し渡し候ところ、御請申し上げ、証文まで差し上げ、またぞろや、今日相詰め候。何様の儀にて相詰め罷りあり候や、申し上げたき事候わば、早々宿々へ罷り帰り、組手代をもつて申し上げべく候。年寄りども判形願いの由相聞こえ候。いよいよ願ひの通り判形遣わすべく候。御城下へ大勢相詰め候段、公義に對しいかがわしく候間、早々村々へ罷り帰るべき事。

十月十八日

家老中連名

百姓中へ

『信府』七五五〜七五七頁より

【史料8】松本藩第二次回答と百姓衆の解散

「郷中訴詔之事控」

覚え

一、先年は粃壺俵につき、米式斗五升挽きに御收納なされ候ところ、三斗挽きに御取りなされ候義、是非なく罷りあり候。当納の儀は、三斗四五升もこれあり候様に申し出で候。三斗挽きは、御守護様より御代々仕来り、松平丹波守様の御料知の節より、粃は五斗三升入り、米は三斗挽きに相究まり、その例をもつて今に至り、三斗挽き内外に收納これあり候。その段は先規の例に候ゆえ、ただ今まで兎角の儀これなく皆済仕り候。然ればこの節に至り、当代に申し分これなき事に候。当年始收納改め強く、三斗余りの挽きに相成り候様に納めさせ候は、納手代ども不届きに候。これにより、その役義召し放し、新たに手代申し付け候間、前々通り三斗挽きの積もりをもつて收納仕り候様今度申し渡し候えば、何れも有り難く存じ奉り候よし、銘々証文を差し上げ候。然るところに、右訴訟人の内、居残り候者へ申し渡し候ところ、承引仕らざる由にて、御城下に永々相詰め罷りあり候段、御公儀へ対し奉りいかがわしく候につき、願ひの通り式斗五升挽きの積もりにて、両五千石並みに收納申し付け候事。

一、式拾分一の大豆金、粃直段に差し上げたき由、先年願ひにつきその通り申し付け候。直段の儀は、時の相場をもつて申し付け候上は、大豆直段に申し分これなく候えども、この度改め願ひ出候上は、これまた粃直段同前に申し付け候事。

一、江戸ならびに甲州へ送り米願ひの事、江戸・甲州に遣わし候米壺俵につき、かん米分に壺升ずつ入れ候由、申上げ候。前々より壺俵につき式合より五合までのかん米入れ来り候。然れども向後、欠米入れ申さざる様申し付け候事。

一、金沢ならびに浦野まで附け払いの儀、迷惑仕り候由願候えども、津出しの儀は、五里の間附け送

りの儀は、御公儀より御定めにて、先規より浦野まで附け届け来り候間、前々の通り附け送り申すべく候。甲州へ遣わし候米の儀は、津出し五里のほかは、駄賃錢下され候上は、申し分これなき事に候。然れども甲州へは近年多分遣わし候間、願いの通り、領分限り塩尻まで附け払い申し付けべく候事。

一、小人余内金出だし候て、百姓迷惑の由相聞こえ候につき、当代に至り小人給金相増し召し抱え候上は、以来よない金出だし申すまじき旨申し付け、則ち庄屋どもより御請書差し上げ候えば、一切出だし申さざる儀と存じ候ところ、今もって内証にては出だし申す由、庄屋ども不埒の至りに候。来たる三月改め手前抱えに申し付け候間、向後はその方ども申し分これあるまじく候事。

右の通りの条々は、先規より有り来り候といえども、この度その方ども一味仕り申上げ候段、御公儀へ対し奉り、いかがわしく候間、残らず願いの通り申し付け候間、安堵仕るべく候。以上。

奥田九右衛門

寅

鈴木主馬

十月十八日

山上与五左衛門

鈴木志摩

鈴木藏人

百姓中へ

御使者番

三輪松右衛門

奥原新五右衛門

右の通り、御宥免ごゆうめんの御達し書き、壺組へ壺本ずつ組手代に御渡しなされ候。また、小島五郎兵衛・同じく日根野儀兵衛・御使者役三輪松右衛門・同じく奥原新五右衛門、右四人の衆、騎馬にて訴訟人群がり集まり居る所へ向かい、諸事願いの通りに成され候ぞ、御宥免の御証文、組手代へ御渡しありしぞと御呼ばわり廻り成され候。その節百姓

の内にて鑑轡あがみくつわに取り付きて強訴致す者これあり候。また御宥免の御達し書きを御高札に御認めした、張り番所前へ御立て成され候。また頭取の者集まり居り候中へ、右の趣き御申し廻り候。彼是を檢分して惣百姓中心得、安堵致し、十月十八日夕方までに残らず御城下を引き払い、村々へ罷り帰り候。

さて、この度の一件、前代未聞、甚はなはだ物騒にて行く末いかがならんと諸人あんど煩いところ、先々静まり安心致し候。

『信叢』五〇七頁より